

第 19 回「化学物質と環境に関する政策対話」

議事録

- 1 日時 令和 6 年 2 月 28 日(水) 13:00～15:02
- 2 場所 AP 品川 ルーム A (Zoom を用いたライブ配信併用)
(東京都港区港南 1 丁目 6-31 品川東急ビル 8 階)

3 出席者(敬称略)

学識経験者

- 浅利 美鈴 (大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 総合地球環境学研究所、
研究基盤国際センター 教授)
- 亀屋 隆志 (国立大学法人横浜国立大学 大学院環境情報研究院 教授)
- 村山 武彦 (東京工業大学 環境・社会理工学院 教授)

市民

- 有田 芳子 (主婦連合会 環境部長)
- 橋高 真佐美 (オーフス条約を日本で実現する NGO ネットワーク 事務局長)
- 槌田 博 (特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク 理事)
- 中下 裕子 (ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 代表理事)
- 中地 重晴 (熊本学園大学 教授)

労働団体

- 森 裕樹 (日本化学エネルギー産業労働組合連合会 副事務局長)

産業界

- 岩崎 雅彦 (一般社団法人 日本自動車工業会 環境技術・政策委員会 製品化学
物質管理部会 副部長、日産自動車株式会社)
- 小田原 恭子 (住友化学株式会社 執行役員、生物環境科学研究所長)
- 大谷 泰久 (日本石鹼洗剤工業会)
(西條委員代理)
- 三橋 智子 (一般社団法人 日本化学工業協会)
(須方委員代理)
- 春日 義昭 (アーティクルマネジメント協議会)
(山田委員代理)

行政

- 菊池 宏海 (神奈川県環境農政局環境部環境課)
(田中委員代理)

稲角 嘉彦 (厚生労働省 医薬局 医薬品審査管理課 化学物質安全対策室長)
高村 亜紀子 (厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課長補佐)
(安井委員代理)
神田 浩輝 (経済産業省 製造産業局 化学物質管理課長補佐)
(西山委員代理)
吉川 圭子 (環境省 大臣官房 環境保健部 環境安全課長)

事務局

神ノ田 昌博 (環境省 大臣官房 環境保健部長)
高木 恒輝 (環境省 大臣官房 環境保健部 水銀対策推進室長)

4 議題

- 準備会合で話し合われた内容について
- GFC における各ターゲットと各主体別の取組等

(事務局)

それでは、定刻になりましたので、第 19 回化学物質と環境に関する政策対話を開催いたします。

まず、本政策対話の事務局である環境省 神ノ田 昌博 環境保健部長よりご挨拶致します。神ノ田部長よろしくお願ひいたします。

(環境省)

どうも皆さまこんにちは。環境省環境保健部長の神ノ田と申します。本日はご多忙のところ、化学物質と環境に関する政策対話にご参加いただき誠にありがとうございます。開会にあたりましてひと言ご挨拶を申し上げます。

昨年 12 月末に開催いたしました前回の政策対話では、化学物質と廃棄物の管理に関わる新しい国際的枠組である GFC の概要を事務局よりご説明し、SAICM からの相違点や全体的な取組みの流れと懸案事項、また、サーキュラーエコノミーや生物多様性等との関係について幅広い意見交換をしていただきました。今回は前回の議論を踏まえまして、各ステークホルダーそれぞれの取組みや他のステークホルダーと連携した取組みなどについて、ご参加の皆さま方にご紹介いただき、GFC の国内実施計画策定に向けた弾込めに資する意見交換をお願いしたいと考えております。前回も申し上げましたが、GFC は環境、経済、社会、保健、農業、労働等の多様な分野で、化学物質の製造から製品への使用、循環利用等を経て、廃棄までのライフサイクルを通じた適正な管理を、政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等の多様なステークホルダーによる自主的な取組みで推進していこうとするものでございます。それぞれのステークホルダーが化

学物質管理にどのように取組むべきか、現状や課題を共有していただき、相互連携の可能性などについて議論を深めていただくようお願い申し上げます。限られた時間ではありませんけれども、実り多い会議となりますことをご期待申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

神ノ田部長ありがとうございました。それでは、今回から新たにご参加いただくメンバーのご紹介をさせていただきます。委員の皆様は、お手元の座席表と参考資料1の設置要綱の2ページ目をご参照ください。委員交代に伴い、設置要綱の別紙「構成メンバー」を修正させていただきます。

本日ご欠席の連絡をいただいておりますが、今回より、行政として、経済産業省より西山 英将 様が構成メンバーとなりました。今回は、代理として 神田 浩輝 様にご参加いただいております。

本日ご欠席の委員の皆様まで、現地参加にて代理でご参加されている方をご紹介いたします。日本化学工業協会より、須方 督夫 様の代理として、三橋 智子 様にご参加いただいております。

本日ご欠席の委員の皆様まで、オンラインにて代理でご参加されている皆様をご紹介いたします。アーティクルマネジメント協議会より、山田 春規 様の代理として 春日 義昭 様、日本石鹼洗剤工業会より、西條 宏之 様の代理として 大谷 泰久 様、神奈川県環境農政局より、田中 晃 様の代理として 菊池 宏海 様、厚生労働省より、安井 省侍郎 様の代理として高村 亜紀子 様にご参会いただいております。

また、ご欠席のご連絡をいただいている委員の皆様は、国立環境研究所 五箇 公一様、ジャーナリスト・環境カウンセラー 崎田 裕子 様、日本労働組合総連合会 富田 珠代 様、農林水産省 清水 浩太郎 様でございます。

事務局は、環境省 大臣官房 環境保健部 環境安全課と一般社団法人環境情報科学センターでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、会議資料の確認をさせていただきます。委員・関係者の皆様はお手元の資料をご確認ください。資料1「準備会合で話し合われた内容について」、資料2「GFCにおける各ターゲットと各主体別の取組等」、参考資料1「化学物質と環境に関する政策対話 設置要綱」、参考資料2「化学物質に関するグローバル枠組み(GFC)の概要」、参考資料3「SAICM 国内実施計画における各ステークホルダーの取組等」、参考資料4「SAICM 国内実施計画と GFC ターゲット」、参考資料5「取組み紹介詳細」、以上をお配りしております。過不足等がございましたら事務局にお知らせ下さい。

ここで、一般傍聴の皆様にお願ひでございます。議事の間はスライドのスクリーンショット、ボイスレコーダーでの録音はお控えいただきますようお願いいたします。議事録につきましては、後日環境省ホームページにて公開する予定です。

また、ご覧いただいている配信画面から退出いただく際に、本日のご感想などご回答いただくアンケートをご案内いたします。議事の都合上、一般傍聴の皆さまからご意見を頂戴する時間がございませんので、ぜひアンケートにご意見を回答いただきますようお願いいたします。

続きまして、本日の議事の概要をご紹介します。本日は、「準備会合で話し合われた内容について」と「GFCにおける各ターゲットと各主体別の取組等について」を議題としてご議論をいただきます。意見交換の場として、ぜひとも個人的なお考えも含めまして、活発なご発言をお願いします。

それでは、この後の議事進行につきましては座長の村山様にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(村山座長)

皆さまこんにちは、今日の会合は私の方で進行させていただきます。よろしくお願いいたします。先日の準備会合の議論を受けて、席の並びも若干今までとは様相が変わっておりますがよろしくお願いいたします。では、今ご紹介がありましたように、今日は2つの大きな項目についてご議論いただくということになっています。まず「準備会合で話し合われた内容について」ということをご議論をいただきたいと思います。議論というよりも確認、あるいは追加の質問等になるかと思えます。では、最初に事務局から資料1についてご説明をお願いいたします。

(環境省)

環境省環境安全課長の吉川です。それでは、準備会合で話し合われた内容を資料1「第19回「化学物質と環境に関する政策対話」に向けた準備会合 ディスカッションペーパー」に沿ってご説明させていただきます。こちらは2月14日に開催いたしました準備会合の概要をまとめたものです。

ご出席者は資料1の通りでございますが、このとき第18回の政策対話を受けて、今回の第19回政策対話の位置づけをどのようにするかについてご議論いただきました。

「テーマを集中させるべき」など様々なご意見がありました。最終的には今回ご用意した通り、GFCの実施に向けて広く浅く皆さまの取組みを伺うと、急遽ではございましたが、皆さまから多数のメモ出しをいただき、また資料も頂戴いただいたこと大変ありがたいと感じております。伺った取組みについて、GFCの戦略目標のうちどれと親和性が高いのか、これも1つに特定できるわけではないという議論もございましたけれども、事務局の方でグルーピングしながら、深掘り、連携できるところを探っていくというきっかけにしていきたいということでまとめさせていただきました。出席者からのご発言についても、たくさんの出席者がいる中で、どれだけ意味のある時間が取れるのかというご指摘もございましたが、今回はラウンドテーブル形式で各出席者から1~3分

ずつのご発表をいただきながら進めさせていただくということで最終的にはご理解いただけたと思っております。

主な論点および意見についてまとめておりますが、論点1の「ラウンドテーブル形式での進め方について」では、政府からの発表があったうえで各主体の取組みについて議論の方が建設的という意見、日本政府としての全体像がまだない段階で議論するのは難しいのではないかとのご意見もいただきました。一方で、政策対話を今後始まるGFCの国内実施計画策定のプロセスに入れていくためのインプットの場とするということで、今回そのように進めさせていただければということになりました。また、ラウンドテーブルであいうえお順に話していくということについて、今回そのようにさせていただきましたので、試行錯誤ではございますが、どのように進めたら対話という形になっていくのか、その取組みの一環ということで本日の構成とさせていただいております。事務局からの説明時間を極力短くして、構成メンバーの皆さまからご意見をいただくことについても議論いたしました。非常に意欲的な取組みであるという意見をいただきました。一方で、本当にまとまるのかというご心配の意見と受け止めているのですが、なかなか議論として収集が付きにくい可能性があるとは思いますが、ぜひ本日いろいろな取組みを既にメモ出しをしていただいておりますので、それを事務局の方でできる限りグルーピングを案としてさせていただいているので、そこで深掘りできることを探していければと思っております。しっかり議事録を取ってワークショップ的なやり方で、課題が今回だけでは整理できないということを想定しながら、今後の議論に役立てていくということで進めていくことを、一方で懸念もありましたが、やってみてもよいではというご意見をいただいたと認識しております。

論点2の「扱うテーマについて」では、今回は幅広くGFC全般ということで、議題としては整理をさせていただいたところではありますが、「生物多様性」といったような個別のテーマに絞った方がよいのではというご意見をいただきました。ただ、そうすると具体的に話せることが狭まってしまう、狭まってしまうこと自体が問題だというような、様々なご意見をいただきました。テーマは複数あってもよいのではというご意見もいただきましたが、今回はテーマを絞り込まない形で準備をさせていただいております。

論点3の「各主体の取組みとGFC戦略目標のグルーピングについて」では、グルーピングをどのように進めていくかということについてもご意見をいただきまして、抽象的な戦略目標と具体的な取組みをどう紐づけるか、戦略目標の理解を関係主体が深められるように進めるべきというご意見をいただきました。それから、前回のSAICMの点検結果がGFCのどこにつながるのか整理をするという話がありました。グルーピングについて、ある目標に対して特に関わるステークホルダーについて話し合うというよりは、各主体の様々な取組みが複数の目標に関わりうる中でどういったものと親和性が高いかというマッチングを試験的にやってみる方向がよいだろうというご意見がありま

した。1つの目標に対して特に関わるということではないという確認を兼ねたご意見だったと思います。

論点4の「紹介する取組みについて」では、化学物質管理は非常に国際的なもの、トランスバウンダリーな性質のもので、議論においても国内の取組みだけではなく、国際的な議論の中で進めているという話にもなってくるだろうというご指摘がありました。それから、SAICMにおける取組状況とほぼ同じ議論になってしまうのではないかとご指摘もありましたが、それに加えて最近のホットトピックをおっしゃっていただけたらということでご提案をしております。それから、個社だからできることをできる範囲でご紹介いただきたいと申し上げました。一方で、団体としての取組みと大きく異なる話をするのは難しいというご意見がありました。それから、知的財産保護の観点や独占禁止法の観点があるので、そういったところからくる縛りがあるというご意見がありました。

論点5の「GFCの特徴を踏まえた議論の収束方法について」では、これからの課題ということではございますが、特にGFCとSAICMを比較したときに、「主語の明確化」というのは、ステークホルダーの誰が関わっているのかというのを明確にする工夫がされています。それだけではなく、「サステナビリティ」という観点に加わっているところも特徴的であるというご指摘がありました。グローバルな環境問題である「気候変動」、「生物多様性」、「汚染」この3つとどのようにサステナブルな化学品開発を進めていくか、それからライフサイクルを通じた化学品管理も含むと思いますが、こういったものが関わってくるという観点も重要であるというご指摘をいただいております。

論点6の「生物多様性問題をトピックとする点について」では、論点2の「扱うテーマについて」でご紹介しましたが、こちらについてもこれまであまり取り上げられておりませんでした。一方で、国際的に「化学物質や農薬によるリスクを生物多様性問題で半減させる」という目標が出ておりますけれども、目標を達成させるための指標、議論というものは進んでいないといったご指摘がございました。一方で、これについては取り掛かれる部分について今すぐには出てこないという意見、それこそが問題であるという意見などいろいろいただきました。1つトピックとして取り上げる意味はあるというご意見を複数いただきましたが、ただ今回トピックとするかということについてはいろいろなご意見がありました。今回の議論については、幅広いテーマを扱うこととさせていただきました。

このようにまとめております。準備会合の議論のご紹介については以上です。

(村山座長)

ご説明ありがとうございます。今ご紹介いただきましたように2月14日に開かれた準備会合についてディスカッションペーパーという形でコンパクトにまとめていただいたということになります。構成メンバーの皆さまには議事録も配られているとは思

ますが、このような形でより議論した内容が分かりやすくまとまっていると思います。その分少し不正確な表現になっている箇所があるかもしれませんが、そういうことも含めて何かご質問があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。

私の方から申し上げるのは不規則かもしれませんが、3 ページの真ん中のあたりで、今回少し新しいやり方をしてみましようという話が出て、私の方から「ワークショップのような形になりますね」ということをお伝えしたと思うのですが、「しっかり議事録を取って」という表現があって、「議事録を取らないでやっていく」というやり方を「ワークショップ的」と申し上げたので、少しここはうまく伝わっているかもしれませんが、これまで議事録を取っていましたが、そのようなやり方をしないというやり方もあるかと思ひ申し上げました。

(環境省)

ご発言の意図を理解できていなかったようで申し訳ございませんでした。今回はいかがいたしましょうか。

(村山座長)

今回はきちんとこれまでと同じような形で、今回はワークショップにはなっていないと思いますので、議事録を取っていただいてよいと思います。ただ、準備会合のときに話し合ったようにかなり皆さまのご意見をまとめ上げていくような、そのようなやり方になるとワークショップのような仕組みの方がよりやりやすいかと思ひます。もしかすると今後そのような会を設けるということはあるかもしれません。

(環境省)

ありがとうございます。

(村山座長)

いかがでしょうか。特になければ、こちらの資料についてはご確認いただいたということにさせていただきます。論点としても多様なものが挙がってきておりますので、今回の議論だけではなく、今後の政策対話を進めるにあたって参考になるものが多く含まれていると思ひますので、ぜひ記録として残して、今後の議論に活かしていければと思ひます。

では、次の議事「GFC における各ターゲットと各主体別の取組等」に移りたいと思ひます。ではまず、事務局から資料2のご説明をお願いいたします。

(環境省)

環境省の高木より資料2の説明をさせていただきます。「GFC 戦略目的とターゲット」

ということで、準備会合の決定事項として今回の形式について説明しましたけれども、それに基づいて今回の資料2を構成しております。

まずおさらいとしまして、今回のGFCの主な特徴である5つの戦略目的と28の個別ターゲットというものがございます。戦略目的がAからEまで、またそれにいくつか紐づいているターゲットがそれぞれあるというものが最初の2枚のスライドです。個別ターゲットについて「主語が明確になっている」ということが1つの特徴ですので、その主語別に仕分けをしたものが「ステークホルダー別 GFC ターゲット」という形で2スライドあります。政府、国、政府間組織、企業、民間部門、関係主体、部門、その他という主語別にターゲット仕分けをしております。

今回の進め方として、ラウンドテーブル形式で皆さまの取組みについてお伺いして、それがGFCの具体的な目的なりターゲットのどこに紐づいていくのかというのを見ていくような形で進める構成となっております。メンバーの皆さまには事前に調査票を配布させていただきまして、それにご回答いただきました。短時間にもかかわらず、多くの方々に前向きにご協力いただきました。ありがとうございます。これ以降は各メンバーの取組み状況の回答票について、あいうえお順に並べております。皆さまそれぞれ、ご出席の方はご自身から、ご欠席の方は事務局からという形で、1人につき1分から3分程度ご発言いただければと思っております。内容としては、元々のSAICM実施計画で盛り込まれていた取組みの取組状況、現在他に進めている、近い将来進めようとしている取組み、他の主体がやっているものでとてもよいというもの、これまで関与していなかったけれども今後関与を促していくべき主体、ということで質問票を作っております。関連するGFC戦略目標については、今回事務局の方で仮に入れておりますけれども、発言者の方で「この施策はこのターゲットではなくて別のところ」というようなご意見がございましたら、この後のディスカッションの中で是非ご提案いただければと思っております。簡単な説明になりますけれども、以降皆さまの方から取組状況について簡単にこれに沿ってご発言いただければと思います。まず浅利先生、よろしく願いいたします。

(浅利様)

戦略目標との紐づけありがとうございます。書きぶりが分からない部分もございますが、説明させていただきます。現在の取組みというところで大きく3点、私も関与している案件ということで挙げております。まず1つ目が有害物質管理ということで、環境省さんと一緒になってということなのですが、水銀に関しては水俣条約が有名なところではございますが、こちらより前からUNEPが音頭をとって「水銀パートナーシップ会議」というものがございまして、こちらは世界中でいくつかのテーマに分かれて、自主的な動きも含めてやっていくというスキームになっています。こちらに「廃棄物管理」のエリアがありまして、1番パートナーシップの中でも大きなグループではあります。

こちらを環境省さんとともにリードしておりまして、これはいろいろな意味で歴史的にも非常に重要な取組みです。その下にあるコンビというところにも改めて今のパートナーシップの取組みの真価を踏まえながら、取組みと同時に他の化学物質管理や他の廃棄物管理にも活かしていきたいと考えています。次に、災害廃棄物について、災害時有害危険物が出たときの管理に関する研究、平時からの対策につなげていく取組みにも力を入れております。これも国内での取組みをベースにしつつ、海外への展開も考えています。最後に前回の政策対話で情報提供の機会をいただきましたが、DPP（デジタル製品パスポート）がございませう。今の製品のトレーサビリティの在り方が大きくDXを含めて進展しようとしている中で、やはり化学物質という視点というのはしっかり入れていかなければなりません。こちらは研究・試行・実証をしております。

優良事例についてすぐには思い浮かばなかったもので、今後アンテナを張っていききたいと思ひます。

最後に、この場もそうなのですが、できるだけ多くの方にこういった問題をまず知っていただき、正しく理解したうえで対処していただくことが大事だと思ひています。教育への落とし込みというのは侮れないと思ひています。文部科学省や実際に教育の現場に立たれる先生やその先生のネットワークなど、対象としては中学生ぐらいがちょうど、化学物質の勉強もしますので、そういったところで使っていただけるような教材開発や情報発信の仕方を考えるということは1つ大事なことだと思ひています。以上です。

（環境省）

DPP（デジタル製品パスポート）関連ということで戦略目標 B2 の「バリューチェーンのデータ情報を可能な限り利用可能にすること」ですとか、研究開発ということで戦略目標 D4 を挙げさせていただきました。お話を聴いた中で、戦略目標 E2 の「パートナーシップ」にも関わると思ひました。

続きまして、主婦連合会の有田様、お願いいたします。

（有田様）

最初に、ここ 10 日間 PC の不具合により資料を読み込めない状況が続き、準備会合も欠席したため、皆さま方の資料と様式が異なっております事をお伝えしておきます。これまで SAICM 中のモニタリングやリスクコミュニケーションに焦点を当て動いてきました。資料は、昨年行ったことを中心に書いております。

これまでもマイクロプラスチックの問題が出た時には、内部で学習し、イベントで情報を発信するなどの取組みをしておりました。一昨年、内部で「深層水を使った食塩の中にどの程度マイクロプラスチックが入っているか心配」という意見があり、学習会を行い、日本の海水からつくられた食用塩について調べました。食用塩の試買調査も行い検査機関にマイクロプラスチック検査を依頼しました。依頼した食用塩に、繊維片異物

が検出されました。検出された異物の成分を詳細検査にだしたところ、ポリアミドとポリエチレン成分とわかりました。上図がポリアミドで、下図がポリエチレンです。そもそも日本の海水を使った食用塩の状況については、海外のものと比較するとマイクロプラスチックの検出が少ないことも分かっており、食塩の製法によっては全く検出されないものもあるという情報を発信しました。

リスクコミュニケーションについては、調査した結果を皆さまにお知らせすること、イベントなどで沢山の方が来られるところで情報発信をしています。

それから、毎年、化学工業会と対話を行っておりまして、1998年ごろから私自身は参加していますが、その形が変わっても継続して開催されていますので、そこに参加しています。工業連盟とも毎年、プラスチックの国際的な状況などについて意見交換をしています。主婦連合会の機関誌「主婦連たより」で、化学物質に関する情報を発信したいと考え、2006年から化学物質「何じゃ問じゃ」というコーナーを作り情報発信を行っています。今年の3月号で210回を数えます。その内容は、単に「危ない」と煽るだけではなく、企業の化学物質削減の取組みについても取り上げており、例えば2013年の4月には、ユニクロの化学物質削減の取組みなどを取り上げました。次の年には、農林水産省と厚生労働省が改めて農薬のリスク評価を行ったということを取り上げています。また追加の活動も加えた取組みをしていきたいと考えています。

以上です。

(環境省)

モニタリングについては、戦略目標 B7 の「環境の監視データ・情報を可能な限り生成・公開」、リスクコミュニケーションについては、戦略目標 B5 の「意識啓発プログラムの策定・実施」に関連すると思います。

続きまして、厚生労働省 化学物質安全対策室の稲角様、よろしく願いいたします。

(厚生労働省)

SAICM 国内実施に盛り込まれていた取組みの現在の取組状況ということで、資料には書いておりませんが、化審法ですとか、規制法がいろいろございまして、そういったものの運用がございまして。また、法律には基づいていないのですが、シックハウス問題に関連して実態調査を実施、指針値の設定・見直しを行っています。

化学物質安全対策室で進めている、あるいは進めようとしている取組みというところでは、直接的に GFC の戦略目標に関連するものではないのですが、家庭用品規制法の運用については新しくいろいろと考えております。記載を1つ忘れていたのですが、GFC の戦略目標 A6 に「ポイズンセンターへのアクセスを有する」という記載がございまして。化学物質安全対策室では、日本中毒情報センターから家庭用品に関して中毒情報や吸入事故などの情報をいただいて、取りまとめを行い、毎年公表しております。

他の主体が現に行う、または行おうとしている取組みで光っていると思うものについて、思い浮かばなかったので、政策対話のようなものと記載をしています。厚生労働省の方でも医薬品などを扱うときに、規制する人とされる人、行政とメーカーのほかに、使う人と使って不幸にも被害を受けてしまった関係者がおりますので、そういった方々とのお話をすることは大事だと思いましたが、こういった政策対話の場は関係者が集まっているのでよいと思っています。以上です。

(環境省)

関連する戦略目標としては A1 の「政府の法的枠組の実装」、今ご紹介いただいた A6 の「ポイズンセンターへのアクセス」も該当するのではないかと思います。

続いて、日本自動車工業会の岩崎様、お願いいたします。

(岩崎様)

現在の取組みについてご説明します。SAICM に盛り込まれていた取組状況につきましては、サプライチェーンの環境情報伝達システム、これはグローバルに自動車業界で使われている IMDS (International Material Data System) を使って管理をしております。もう 1 つ、EU の REACH 規則への対応方針をつくるということで、自動車のガイドラインを欧州の自動車工業会とともに作りまして、それを継続して実施中です。

現在進めている取組みとしましては、2022 年 12 月に「製品含有化学物質管理ガイドライン」を作成いたしました。これは、日本自動車部品工業会とともに検討してつくったものです。自動車業界における適切な化学物質の管理をこれに基づいてサプライヤー様とともに進めている最中です。2005 年から自動車業界における管理対象物質であります GADSL (Global Automotive Declarable Substance List) を作成しております。これは、自動車業界が管理・禁止しなければいけない物質を日米欧の自動車工業会がそれぞれ提案して、毎年アップデートしているものです。今年度もアップデートしておりまして、継続して進めております。

他の主体で参考になるという取組みにつきましては、JAMP 様が「chem SHERPA」の利用者向けのセミナーを開催していることを挙げました。これについては、「製品含有化学物質管理ガイドライン」の関連で参考にさせていただいて、説明会を開きました。

GFC の国内実施に含めるべき主体の提案については、特にございません。以上です。

(環境省)

企業様の化学物質管理については、戦略目標 A3、製品中の化学物質の情報については、戦略目標 B2 に関連すると思いました。

続いて、住友化学の小田原様、お願いいたします。

(小田原様)

まずは今後の取組みでございますが、当社は日化協会会員会社としての活動ということになりますので、今後日化協の行動計画が出たら、それに沿って立案していくという段階です。

SAICM 国内実施の状況でございますが、参考資料 5 に当社の「レスポンシブル・ケア活動」のご紹介があります。参考資料 5 に記載の基本指針を定めておきまして、安全・健康・環境・品質に関して最優先に取り組む事項を定めております。これを当社の事業運営の基盤としています。体制図については、社長を委員長とする「レスポンシブル・ケア委員会」を置いておきまして、活動の審議や承認、年度方針をつくる、実績に関して分析・評価を行うなどの活動を行っています。次に、「エコ・ファーストの約束」から取り組んでいる内容をいくつかご紹介いたします。「エコ・ファーストの約束」とは、環境大臣との約束・宣言でございますが、このくくりで取り組んでいるものを参考資料 5 に記載しております。1つは「カーボンニュートラル社会の実現」に向けた取組みです。地球温暖化対策や環境負荷低減に資する製品・技術など、社内で認定する「Sumika Sustainable Solutions」という取組みを推進しています。これは社内のインセンティブとなるものですが、参考資料 5 に記載しております通り、実績の見える化・公表もしております。もう1つが「化学物質管理とリスクコミュニケーション」です。こちらは、当社製品のリスク評価、あるいは日化協の研究事業 LRI (Long-range Research Initiative) に参画、情報公開をする取組みを継続しています。最後に当社の化学品総合管理システムについてご紹介いたします。これは、自社で取り扱うすべての化学品の組成情報、安全性情報を適切に管理して有効に活用する目的で開発したものです。サプライチェーンを通じたハザードコミュニケーションなどに活用しています。以上です。

(環境省)

「レスポンシブル・ケア活動」については、企業の取組みということで戦略目標 A3、「リスク評価」というところで戦略目標 B4、「研究や革新プログラム」というところで戦略目標 D4 を挙げさせていただきました。

続きまして、オーフスネットの橘高様、お願いいたします。

(橘高様)

改めて、オーフス条約について少し紹介させていただいたうえでお話をしたいと思っております。オーフス条約は環境問題について市民参加を保障するための条約です。市民参加のためには、まず市民が判断するための情報が必要となります。次に、意思決定に参加するための機会が必要です。それから必要な情報が得られなかった、参加ができなかった場合に裁判所が審査を行うこととなります。この情報へのアクセス、市民の参加、司法へのアクセス、この3つがオーフス条約の柱となります。

オーフスネットは、この3原則を日本でも実現することを目指して活動を行っています。最近の活動の1つとして、環境基本法の改正の提言をしております。環境基本法が制定されたのは、リオサミットの翌年ですので1993年です。環境基本法の制定から30年が経っています。その間に世界では、オーフス条約の採択を含め、市民参加が進んでいます。しかし残念ながら、30年前に制定された環境基本法では、市民参加の概念が十分に反映されていません。そのため、オーフスネットでは、市民参加の観点から環境基本法の改正について提言を行っています。提言の内容につきましては、オーフスネットのHPに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

「参加」というのは、形式的に市民がその場にいればよいということではありません。化学物質の政策決定にあたっては、「専門的知識のない市民に参加は無理」ということを思われる方もいらっしゃるかもしれません。しかし、一般市民の理解なくして環境問題の解決は不可能です。そのため、国際的には「国際 POPs 廃絶ネットワーク (IPEN)」や、スウェーデンの「国際化学物質事務局 (ChemSec)」、スイスの「食品包装フォーラム (Food Packaging Forum)」など、専門家を擁する公益的な団体が、市民が適切に意思決定できるように分かりやすく情報発信を行っています。日本でも、「専門家に任せればよい」という時代ではございません。ぜひ、この政策対話の場でも市民の視点を意識した運営をしていただきたいと思います。また、今後の GFC については、女性、若者、子供、高齢者、障がい者等の、化学物質によってより大きな影響が生じる恐れのあるステークホルダーや、汚染が懸念される地域の住民なども取り残されないようにしていただきたいと思います。

特定していただいた関連する戦略目標が B5 と E2 となっておりますが、私は今申し上げた通り、「情報へのアクセス」というのはオーフス条約の柱です。そのため、この戦略目的 B の全般がオーフス条約に関わるものだとして認識しております。また、戦略目的 C について「懸念課題の特定・優先化・対応」についても、そこにどのように市民が関わっていけるのか、もちろん戦略目的 C だけではないですが、特定の目標ということではなく、それぞれの意思決定の中にどういう風に市民が関与できるのか、参加できるのかというところからすると、もっと多くのものが関係してくると思っております。戦略目的 E の「リソース動員・パートナーシップ・協力・能力形成の増強」につきましても、オーフス条約における市民参加を実践するためにどういう支援が必要かという風に考えますと、戦略目的 E の大部分が関わるというのが私の認識です。

(環境省)

戦略目的について、補足いただきましてありがとうございました。

続いて、国立環境研究所の五箇先生ですが、本日欠席で、調査票だけご回答いただいておりますので、簡単にご紹介させていただきます。

特に、準備会合でもお話がありましたが、生物多様性への影響、国立環境研究所が行

っている化学物質のデータベース、研究・評価手法の開発などについてご記載いただいております。

従いまして、関連する戦略目標としましては農薬に関する A7、化学物質のデータ整備の B1、研究に関する D4 を挙げさせていただきました。

続きまして、日本石鹼洗剤工業会の大谷様、よろしくお願いいたします。

(大谷様)

SAICM の国内実施に向けた取組みですが、資料 2 に記載の通り、5 つの項目があります。まずは、代表的な 4 種の代表的な界面活性剤の河川における濃度のモニタリングを 30 年近くやっております。人や水生生物の影響がないことを毎年確認しています。この結果は、当工業界の HP の環境年報というところで毎年年末に報告しています。昨年度からは PDF 形式で皆さまが閲覧できるようになっておりますので、ご確認いただければと思います。次に、同様な化学物質のリスク評価結果を日化協様の「BIGDr」というデータベースに載せております。次に、国際的な情報発信ですが、資料 2 に記載してある様々な学会や同工業会の方々と国内外の活動の情報発信や、海外の情報共有に取り組んでいます。次に、製品表示に関する取組みということで、一部 GHS に関する自主的な試行をやっているとともに、10 種類の安全図記号という形で、消費者の皆さまが非常に分かりやすいようなマークを提供して、より安心して安全に取り扱えるような推奨を行っています。最後に、成分情報開示ということで、各社の HP に成分情報を開示するように働きかけることを自主基準として進めています。

現在進めている取組みですが、資料 2 に記載されてある 4 つの項目です。まずは、油脂代替の研究ということで、研究助成金を出して、これを広く募集して活動を開始しました。次に、プラスチック容器廃棄物のリサイクルの目標設定をし、現在は「第 4 次自主行動計画」を策定して、2030 年までにある数値目標を達成するように、いわゆる石油由来のバージンプラスチックをいかに少なくしてリサイクルをするかという数値目標を立てて活動しています。次に、手洗いの啓発、これは小学生や養護教諭の先生を対象に、オンラインやオフラインで講座を開催しています。あるいは、小学生を対象にポスターコンテストなどを行い、啓発活動をしています。資料 2 には記載していませんが、職場における化学物質のリスクアセスメントの実践講座を今まさに進める活動をしています。以上です。

(環境省)

戦略目標としては、D1、B5 と特定いただきました。他にも B2 といったバリューチェーンの情報、環境モニタリングの B7、パートナーシップの E2 といったところも関係すると思い、挙げさせていただきました。

続きまして、崎田様におかれましても、今回は欠席ですが調査票にご回答いただいて

おります。

特に PRTR データを活用したリスクコミュニケーション、製品への表示の徹底と表示の活用というもの、DPP（デジタル製品パスポート）の日本での実現、そういったものを挙げていただいております。化学物質のリスクコミュニケーションを担える人材の育成というところの必要性についても挙げておられます。

特に、DPP（デジタル製品パスポート）の日本での実現については、バリューチェーンの情報に関連しますので、戦略目標の B2、啓発活動等については、戦略目標の B5 に関わるとおっしゃったので挙げさせていただきました。

続きまして、日本化学工業協会の三橋様、お願いいたします。

（三橋様）

まず、SAICM 国内実施に盛り込まれていた取組みの現在の取組み状況ですが、資料 2 に記載しております 6 つの活動をいずれも継続しております。詳細は参考資料 5 にございますが、一部は既に委員の方からご紹介いただきましたので、資料 2 でご説明させていただきます。「レスポンシブル・ケア活動」については、会員企業、各社がそれぞれ安全・環境に関して取り組んで、それらの取組みは日化協も把握しております。また、「GPS/JIPS 活動」は SAICM からの取組みでございますが、リスク管理のための安全性要約書を公開しています。また、人材育成の観点で、実務者レベルの人材育成ということで「ケミカルリスクフォーラム」を開催し、これについてはオンラインでも聴講できるようにして、右肩上がり参加者が増えてきております。先ほどご紹介しましたが、リスク評価に関する情報を集めたポータルサイト「BIGDr」の構築と運営を行っております。また、LRI、これは安全性研究に関わる助成事業ですが、この活動を継続しております。2022 年には国際ワークショップを行うことで、研究者間の情報交換、交流などもサポートさせていただきました。また、海外へのキャパシティビルディングでは、ICCA のプログラムの一環として、東南アジアに対する能力開発活動も継続しております。GFC に関する取組みといたしましては、私どもは国際化学工業協会協議会（ICCA）の会員でございます。ICCA の中で現在発表している「GFC 達成のためのアンビション」があり、こちらは「情報提供」、「キャパシティビルディング」、「サステナブルな製品ポートフォリオの構築」という 3 つの柱がございます。具体的な取組みについては、現在 ICCA が検討しておりますので、それに従って日化協としても行動計画を立て、会員会社とともに取り組んでまいりたいと考えています。

他の主体が行っている取組みといたしましては、今、ICCA の行動計画に則ってと申しましたが、SAICM のときも同じように進めておまして、先ほど日化協の取組みとして紹介したキャパシティビルディングをアフリカ、ラテンアメリカ等にはヨーロッパ、アメリカの工業団体がサポートしております。LRI 活動についても欧米がそれぞれ支援

をしているということで、GFC の取組みについても同じような形で進めていきたいと考えております。

(環境省)

戦略目標としましては、「レスポンシブル・ケア活動」として A3、製品中の化学物質情報として B2、リスク評価として B4、啓発活動として B5、研究・革新プログラムとして D4 を挙げております。加えまして、能力形成に関しては E4 という戦略目標に係ると思いました。

続きまして、神奈川県環境課の菊池様、お願いいたします。

(菊池様)

神奈川県 SAICM 国内実施に盛り込まれた現在の取組み状況としましては、おおむね令和 2 年 3 月に関係省庁連絡会議で取りまとめられた取組みを継続しています。具体的には、定期的なモニタリング、法に少し上乘せのした条例による対策、環境学習と呼んでいますが、そのような学習の場を設ける、普及啓発をしております。直近の地域的な部分を踏まえた課題としましては、例えば、県内河川で PFAS が高濃度で検出されたことがありますので、引き続きモニタリングを行うこと、飲用防止などの注意喚起を行っています。

現在進めているあるいは近い将来進める取組みについては、基本的には今申し上げたような取組みを継続することになります。ただ、PFAS のほかにも例えばマイクロプラスチックの流出や災害時の化学物質の流出のような課題も当然認識しております。努力義務の規定にはなるのですが、そういうものを規定することなどの対応を取っています。今後、国の動向や、県独自の調査などを踏まえて、制度の改定や施策にすることを検討していくと思います。マイクロプラスチック関連では、県内にどれぐらい、海岸とか河川にどれぐらいあって、それにどのような化学物質が吸着しているかなどを調査しております。また、災害時の化学物質の流出に備えて、化学物質としては少し異なるかもしれないですが、例えばアスベストに関する調査の訓練を行うことなどもしています。また、県だけではどうしてもまかないきれない、災害時に有害物質の調査をすることについて、民間企業の団体の方と調整をしまして、災害時にはご協力いただくというような協定を結んでおります。

他の主体に関連するところについては、いろいろと資料を拝見しているところで、それぞれの主体がそれぞれ必要な取組みを行われているものとは理解しております。

今後主体に含めるべきという部分に関連するところについては、基本的にはこれまで通りという認識はしつつも、我々の立場としては、基本的に法律や条例の適切な施行というのはもちろんなのですが、環境学習など、個人的には特に重要と思っております。直接立ち入り検査などで現場に出ることは多いですが、例えば悪い例ですが、本当にアス

ベストが舞っている中に普通のマスクで入っていこうとしていく作業員の方を止めることなどあり、良くも悪くも危険性の認識などが非常にバラバラだと実感しているところですので、個人的にというところも含めまして、環境学習・普及啓発は引き続き重要かと認識しております。以上です。

(環境省)

関連する GFC 戦略目標としましては、条例に基づく取組みということで A1、啓発プログラムということで B5 を挙げております。また加えて、環境モニタリングの B7 あたりも関わってくるのかなと思いました。

続きまして有害化学物質削減ネットワークの槌田様、お願いいたします。

(槌田様)

T ウォッチでは、毎年市民向けの公開講座を連続学習会という形で、Zoom を使って全国から視聴していただく形の学習会を開催しています。そして、毎年 2 月頃に PRTR データがまとめて公表されますので、この結果について環境省の担当の方をお招きして、データの検討会を開催しています。そして、2020 年目標や災害対応に関して、自治体がどのように対応しているのかというアンケートを行うことや、アジアの NGO が集まって、各国の環境ホルモン、フタル酸エステル、ビスフェノール A、ビスフェノール S などの使用実態調査を行って、日本と海外の規制の違いや実際に市場に出ているものの中で、どの程度の環境ホルモンが存在していたかなどの調査を続けてきました。

今後は、毎年やっている公開学習会、公開講座を続けることで、市民の化学物質への理解を深めるということを目標に活動を継続したいと考えています。また、PRTR の届出データや推測データを活用するという活動、それだけではなく、実際に PRTR 届出企業と行政と住民とでのリスクコミュニケーションの場をもう一度盛り上げていくことをしたいと考えています。以上です。

(環境省)

PRTR データ、排出データの公開、またその活用に関しては戦略目標の B3、啓発プログラムに関しては戦略目標の B5 を挙げさせていただきました。

続いて、日本労働組合総連合会の富田様につきましては、欠席ですが調査票をいただいております。

特に労働安全に関する調査や啓発活動をされていまして、啓発活動に関しては戦略目標の B5、労働安全に関する戦略目標の D7 を挙げさせていただいております。

続きまして、ダイオキシン環境ホルモン対策国民会議の中下様、お願いします。

(中下様)

私どもの NGO は、先ほどオフィスネットの橋高さんから紹介がありましたように、市民参加、化学物質分野における市民参加というのは先ほどもお話がありましたように、非常に問題が難解で、市民がなかなか意思決定に参加できません。こういうことを補うために、私どもには、実際にいろいろなリスク評価をしている専門家の方が多数おられます。私どもは、専門家、市民、法律家と一緒に、まず情報を提供し、同時に市民が望むような政策を提言していく団体でございます。

その中で SAICM の国内実施計画について、いろいろとこういうものに取り組むべきではないかというような提言、学習会、国際セミナー、分かりやすいパンフレットの作成を通じて、皆さまに情報を発信する活動を行っています。もちろん SAICM 実施計画以降もこれらの活動の継続をすること、例えば、バイオリック、内分泌かく乱化学物質問題、PFAS 問題、子どもの健康に悪影響を及ぼす化学物質の問題、プラスチックに含まれる有害化学物質の問題などについての国際市民セミナー、国内の学習会を実施しております。それから、パンフレットについて、香害、これは今いろいろな方々が被害を訴えており、マスコミも取り上げています。香害は1つの社会問題になっていると思いますので、私どもは情報発信のためのパンフレットを発行しております。それから、PFAS 汚染について、昨今いろいろなところで汚染地域が出ており、非常に大きな社会的関心を集めていると思います。この問題にもいち早く取り組みまして、パンフレットの作成をしているという状況です。

現在進めている、あるいは近い将来進めようとしている取組みとしては、情報発信を続けていくのは当然ですが、先ほど申し上げたように、やはり市民が望む政策を提言していくことも私どもの活動の大きな柱でございます。その中で、農薬再評価のあり方についての提言を作成・提出し、関係する省庁との間で意見交換を実施しました。それから、PFAS 汚染問題についても、私どもの方で大変少数ですが、血液検査を実施しました。少数だったけれども、血中 PFAS 濃度が高い数値を表していました。これについて国レベルで取り組んでほしいと思っています。これは東京都の多摩地域の方の血液を採取しましたので、多摩地域を中心として広い範囲にまたがって、血液調査を含む健康調査をしてほしいという提言を行っております。それから、製品中の化学物質情報の公表のあり方です。製品中の化学物質情報はなかなか簡単には出てこないの、先ほどお話に出たフタル酸化合物やビスフェノール A が一体どのようなものに使われているのかという情報を探すこと自体について、専門家でも容易ではありません。要するに、情報が表示されていないのです。そこがとても問題だと思います。私どもは、このことをいろいろな場所で申し上げます。先ほど稲角さんから、有害家庭用品規制法について、これは対象化学物質をまず絞り込むスキームの整備とそれからリスク評価をこれから考えていくものだと思いますけれども、そのようなスキームができることによって、私どもとしても、「このようなものが対象から外れている」や「こういうやり方はおかし

い」という提言をすることができます。さらに、家庭用品の品質表示法の管轄は消費者庁さんなので、厚労省さんだけではなく、関係省庁が一体化して、厚労省さんが積極的にリーダーシップを発揮し、リスク管理のあり方を検討していただきたいと思っています。そのようなことが議論できることを望んでいます。また、プラスチック問題について、条約の問題かもしれないので、GFCとは切り離して考えるべきことかもしれませんが、もしかしたら GFC の中でも取り組むべきことがあるのではないかと考えております。今後もこれらの取組みを継続していきたいと思っています。

他の主体の取組みについては、あんまり存じておりません。

今後 GFC の国内実施に含めるべき主体の提案というところでは、「主体」に力点があるとは思っていなかったの、「含めるべき主体の提案」を1つのまとまりとして、こういうことをやっていきたいと、私どもが思っていることを書きました。バイオモニタリングのデータについて、バイオモニタリング制度がようやく日本でも始まるようなので、それをどう活用していくのかというところを、ぜひ私ども市民と一緒に議論をしていただきたいと思っています。それから、毒性の高い農薬について、私ども活動はしてきておりますが、今までそのテーマの中に、農水省さんも関与はしているとは思いますが、SAICM の中に入り込まなかった部分があると思いますので、一体何をもって毒性の高い農薬というのか、廃絶をどのようにしていくのか、こういったことについて市民と一緒に議論していただきたいと考えています。それから、ビスフェノール A が代替され、ビスフェノール S となりましたが、実際はビスフェノール S の血中濃度が上がっています。これだと、代替が安全なのかということについて疑問符がつきます。したがって、「安全な代替」を制度的にどのようにして担保していくのかということ、そのような制度構築に向けて、私たち市民の参加をお願いしたいと思っています。

それから、含めるべき主体の提案について、常々思っているのですが、この場に国交省さんがいないことが気になっています。シックハウス問題は厚労省さん取り組んでおられるのですが、国交省さんにも取り組んでもらわないと、なかなかリスクの削減にまで至らないことがありますので、ぜひ国交省さんに会合に参加していただきたいと思っています。それから、文科省さんにも参加いただきたく思います。私たちは教育制度についても、ここの政策対話でもまとめました。これは産業界も市民も全員で一致してまとめたにも関わらず、意見交換もできないという現状なので、ぜひご参加いただきたく思います。以上です。

(環境省)

戦略目標としては、啓発の B5、パートナーシップの E7 を挙げさせていただきました。血中濃度のモニタリングの観点では、B7 とも関連してくるかと思います。

(中下様)

戦略目標の A7、B2、B7 と D2 も関係していると認識をした上で書いております。よろしくお願いたします。

(環境省)

ありがとうございます。

続きまして経済産業省の神田様、よろしくお願いたします。

(経済産業省)

資料 2 の方には結構シンプルに書いているのですが、経済産業省の取組みとしては参考資料 4 の通り、現在の SAICM の国内実施計画の中でも非常に広範な取組みを挙げております。こうした取組みについて、例えば本日も何回か出てきておりますけれども、化管法の制度、化審法、本日出てきていない部分で言うと、フロンや代替フロン対策、水銀対策といった分野でいろいろな法令を、多くは環境省さんや厚労省さんと共同で施行する取組みを行っています。

やや個人的に実感ベースで、今後取り組んでいく必要があると思っている部分について申し上げます。直近ですと、2023 年の 11 月に水俣条約の締約国会議の中で、一般蛍光灯用の蛍光ランプの廃止について、2027 年を目標年限とするような決定がなされました。例えば、「産業用途で使われているもの」というようなところのスコープは、産業界の皆さんと協力をしながら段階的に減らしていく取組みをするのですが、一般消費者の皆さまや中小企業の事務所の中で実際に使われているものについて、どのように分かりやすく伝えていくかということや、決定事項を伝えていくことについて、今後非常に課題になると感じています。また、化学物質管理を進めれば進めようとするほど、そういった消費者、中小企業への発信の部分の重要性が高まってくると考えております。そういったところをどのように進めていくのが良いかということは、こういった場に参加させていただきながら勉強していきたいと思っております。以上です。

(環境省)

おっしゃる通り、参考資料 4 の通り様々な取組み、またそれに関連する戦略目標があるかと思えます。資料 2 に書いていただいたもので言えば、法令に基づく取組みで戦略目標の A1、啓発に関する取組みで、戦略目標の B5 という形で挙げさせていただきました。

続きまして、日本化学エネルギー産業労働組合連合会の森様、お願いたします。

(森様)

私たち JEC 連合では、SAICM での取組み領域として主に安全衛生に取り組んでい

ます。企業の RC 活動に基づいて、各労使で主体的に取り組みを進めております。ばく露防止をはじめとする法規制の遵守、作業者の健康を守るといったことを、主体的に労働組合としても参画をしまして、会社とともにこの実現に向けて行動しています。

現在も進めていること、あるいは将来進めていきたいこととしましては、連合で「労働安全衛生取り組み指針」に基づき、私たち JEC 連合でも安全指針の見直しを図っている最中です。JEC 連合というのは、石油、化学、塗料、セメント、医薬・化粧品など多岐にわたる業種がありますので、各部会の安全衛生研修会について、最低でも年 1 回は開催するとともに、JEC 連合としましては年 2 回程度、春と秋に安全衛生関連の研修を行っております。近年は化学物質管理やリスクアセスメントなどの知識を高めること、心の健康づくりなどを主題に行っております。その他の環境に関するところについては、SDGs の勉強会やカーボンニュートラルなどの研修会を行っております。UA ゼンセン（製造産業部門）との共催で「化学産業シンポジウム」というものを開催していますが、近年ですと海洋プラスチックの問題や、カーボンニュートラルの中で主体的に何をやっていくのかということ勉強しながら進めています。また、私たちは「健全な産業界の発展」を目指しておりますので、各関係省庁に「産業政策要望」を提出させていただいております。令和 6 年度に関しましては、7 分野 32 件（化学部会）を提出いたしました。その他の部会からもたくさん提出いたしました。環境に関するところについては、サーキュラーエコノミーの考え方や、プラスチック等の資源循環についても提言をいたしました。また、廃プラスチックの回収システムなどについても非常に興味がありますので、こういった場で今後も話をできればと考えております。

（環境省）

戦略目標については、啓発の B5、労働安全衛生に関する D7 を挙げさせていただきました。

続きまして、厚生労働省安全衛生部の高村様、よろしく申し上げます。

（厚生労働省）

化学物質対策課で労働災害防止を目的とする労働安全衛生法令に基づく職場の化学物質規制に関連して、現在進めている取組等について簡単に説明をさせていただきます。提出をいたしました参考資料 5 にもございますように、これまで職場の化学物質規制は限られた数の、特にリスクの高い特定の化学物質に対して、特別則で個別具体的な規制を行うといった方式をとっておりました。令和 4 年の関係法令の改正により、この特別則で未規制の物質を主眼とし、国の GHS 分類で危険性有害性が確認された全ての物質を対象として、労働者のばく露を最小限にする、特に国が濃度基準を定めている物質については濃度基準値以下にする、といったこととなりました。また、これらを達成するための手段については、SDS 等に記載されている有害性情報等に基づき行ったリスクア

セスメントの結果等に基づき、事業者が適切に選択すること、などを事業者に求めるといった大きな見直しを行っております。改正された関係法令における新たな規定については、令和5年4月から順次施行となっており、本年4月に全面的に施行となります。また、対象物質の拡大については、本年4月から順次拡大し、令和8年4月には約2900物質に拡大されることとなっております。

このため、資料2には次のように記載をしております。まずSAICM国内自身に盛り込まれていた取組みの現在の取組み状況ですけれども、ラベルSDSの情報を活用したリスクアセスメントを進めるため、労働安全衛生法に基づくラベルSDSの対象物を国のGHS分類で危険性・有害性が区分された物質全てに拡大する取組みを行っております。

各主体に現在進めているあるいは近い将来進めようとしている取組みとして、国のGHS分類で危険性・有害性が区分された物質を製造・取り扱う事業者に対し、リスクアセスメントの結果等に基づきばく露を最小限とすること、国が定める濃度基準値がある物質については、その物質に対するばく露の程度を濃度基準値以下とすることを義務付けるといった取組みがございます。厚生労働省といたしましては、本年施行となるこの新たな規制が適切に履行されるよう、規制の周知、事業者の取組みへの支援・指導等を進めていきたいと考えております。以上です。

(環境省)

戦略目標については法令の関係のA1、GHS関係のB6、労働安全衛生関係のD7を挙げさせていただきました。

続きまして、アーティクルマネジメント推進協議会の春日様、よろしく申し上げます。

(春日様)

資料2に記載の通り、「ECHA SCIP データベース」への対応があります。私どもは「chem SHERPA」というツールで、この10年来にわたって、製品に含有されている化学物質の情報伝達という仕組みの運営をしてまいりました。「SCIP データベース」というのは、2020年にEUにおいて廃棄物の枠組み指令が改正されたときに、廃棄物業者や消費者に対してSVHC (Substances of Very High Concern)、高度に懸念される化学物質の情報を提供するために、欧州化学品庁 (ECHA) が「SCIP データベース」を開発しました。そこへ情報を登録提供することが義務付けられまして、そのための仕組み作りということで、運用している「chem SHERPA」に登録すべき「SCIP」の情報を伝達できるように、「chem SHERPA」にアドオンして運用しております。そのような取組みをしております。また、自動車業界との連携のために、産業間連携検討会の立ち上げを行いました。今、「chem SHERPA」は主に電気電子分野で同層のサプライチェーンで利用されておりますけれども、自動車業界との連携を深めたいということで検討会を立ち上げました。今は休会になっておりまして、それをさらに発展して検討していくために、「Chemical

Management Platform (CMP) タスクフォース」というものに昇格し、その活動をそちらの方に活動と成果を引き継いでいます。また、私どもの「chem SHERPA」は、国際電気電子規格 (IEC 62474) に基づいて作ったツールで運用しております。全世界的な観点で、電気電子業界に限定するのではなく、幅広い業界にこの規格を広げていこうという話になりまして、それがこの ISO/IEC 82474 で、こちらは規格策定段階ではございますが、そちらで自動車や航空機などの業界も含めて利用できるような国際規格、そういったものを開発しようという枠組が動いております。そのジョイントワーキンググループに JAMP もメンバーとして参画しております。そちらで策定された規格について、まだ今は審議中でございますが、策定されましたらそのスキームに基づいて、「chem SHERPA」の次のバージョン開発にフィードバックしていくことを考えています。以上でございます。

(環境省)

関連する戦略目標としては、サプライチェーンの中の情報伝達についての B2、ネットワークとしての E2 を挙げさせていただきました。

最後に、環境省の吉川より、環境省の公表についてご説明いたします。

SAICM 国内実施計画に盛り込まれていた取組みの現在の取組み状況ということで、多岐にわたりますが、資料 2 に簡潔に書かせていただきました。1 点目は、化審法、化管法、農薬取締法、水銀汚染防止法と、法令に基づくリスク評価・管理を進めております。2 点目は、環境中や人健康に関するばく露モニタリング・環境監視を継続的に実施しております。3 点目は、新たな課題、評価手法に関する研究検討です。内分泌かく乱物質や薬剤耐性 (AMR) 菌の問題など様々な課題がございます。また、新たな評価手法についての情報収集、国内外の動向の収集を着実に進めています。

現在進めようとしている、あるいは近い将来進めようとしている取組みについては、化学物質のライフサイクル全体を通じた環境リスクの最小化を考えております。GFC について、今回非常に様々な主体の皆さまから、とても前向きな取組みのお話をいただけたので、非常にありがたく感じております。こういった取組みをぜひ活かしながら、GFC の柱立てに沿った化学物質管理の推進をしたいと思っております。

GFC 関連では、今後、会期間会合などで、どのような指標とするか、国際的な協力をどのように進めていくか、ということが話し合われると思っております。次の会合自体は 3 年後ですが、その間の会期間会合や、様々な活動を通じて、すでに動きが始まっていますので、日本としても積極的な姿勢を、ぜひ今日いただいた材料なども参考にしながら、進めていきたいと思っています。そういう意味で、これから国内実施計画の策定を皆さま方と意見交換をしながら進めていきたいと考えています。その策定のプロセスというものも、ぜひ国際的にもオープンにして、参考にさせていただけるようにしていきたいと考えています。日本は ICCM5 の中でアジア太平洋地域の時期フォーカルポイントとし

て選定をされておりますので、アジア地域、なかなか事情の違う国がたくさんある中で、今回 ICCM5 の中では、「On Behalf of Asia Pacific Region」という形での、1つ取りまとめたような発言をさせていただく機会がありましたので、アジア太平洋地域、様々な意見は違う中でも、共通してできること、やっていくべきことを拾い上げながら、地域の取組みの推進に貢献できるように、皆さま方と取組みたいと思っております。そういう意味で、光っている取組みというものを1つ掲げるのは非常に難しいので、本当に今日いただいた取組みは、いずれも貴重で光っている取組みだと思えます。しっかりと GFC の国内実施計画の方に活かしていきたいと考えております。以上です。

はい。皆さま、ご紹介いただきましてありがとうございます。一旦、座長にお返しいたします。

(村山様)

一通り、メンバーの方々から、これまでの取組みと今後の方向について、ご提案を含めていただきました。私自身、改めて、長くお付き合いさせていただいているメンバーがいらっしゃるけれども、それぞれの活動をどのように進めているのか、今後どのような方向で進めようとしているのか、改めて伺って、かなり頭の中が整理されたような気がします。一方で、それぞれのメンバーの方々で、「この点についてももう少し詳しく聞きたい」や「こういう観点はどうか」などのご質問があるかと思えます。それから、今回こういった形で資料をお出しいただいたメンバー以外の方々にも、何かもしコメント、ご質問等があればいただきたいと思っています。まずは市民ということでご参加をいただいている中地様から、追加で何かあればご発言いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(中地様)

前回の政策対話の報告で、SAICM の国内実施計画の進捗評価で「市民セクター」として出てきた団体に対しての報告について、個票の記載をしようと思っていたので、特に個票の記入はしていませんでした。今日は戦略目標の E2、「各主体間のパートナーシップやネットワークの強化」、戦略目標 C の全体、「懸念課題の特定・優先化・対応」という観点で、ここ 2、3 年新しく、市民グループとして取り組まれている活動について、ご報告をしていきたいと思えます。1 つ目は、「有害化学物質から子どもを守るネットワーク」という団体が、消費者グループや生活協同組合の方々、あるいは市民グループ等が出ています。きっかけは、PFAS の汚染によって、バイオモニタリングの必要性が出てきたことがあります。エコチル調査という形で環境省さんもやっておりますが、それだけでよいのかという観点で、エコチル調査を継続している中で、「農薬や化学物質による子どもの健康影響は、新しくハイリスクグループとして取り組む必要がある」と政策提言等をするようなネットワークができています。2 つ目は、中下先生が少し触

れましたが、「香害をなくす連絡会」が活発に行われています。地方自治体の議員のネットワークも今はできていますが、他人が使用する芳香剤、柔軟仕上げ剤等の香害によって、健康に苦しむ人たちがたくさんいます。今は市民の働きかけもあり、各省庁で香害に関する啓発ポスターを作成していただき、普及啓発がされていますが、まだまだ問題解決には向かっていないと思っています。今後、この辺については GFC の国内実施計画の中でも取り組んでいただきたいと思います。

あと、戦略目的 C の位置をどう作るのかという観点で、SAICM では「新規政策課題」や、「懸念される課題」という形で紹介されていました。今後、GFC の国内実施計画の中でも議論になるかと思いますが、政策対話でも議論しようというテーマとしては、「複合影響」の観点があります。化学物質の使用について、リスク評価をするのみならず、複合影響をどのように評価するかという問題や、化学物質過敏症の方、要するに低レベルで露であっても、健康影響が出てしまう方々をどのように守っていくかということについて、きちんと議論をしていただきたいと思います。人の健康だけじゃなく、いわゆる生物多様性の問題としても、化学物質による生物・生態系への影響ということもきちんと議論する必要があると考えています。人間社会だけではなく地球全体について考えていければと思っています。以上です。

(村山様)

追加のご発言ありがとうございます。それでは、亀屋先生どうぞ。

(亀屋様)

一応、学术界というカテゴリーに分けていただいております。大学というところは、教員 1 人に学生が数名いる零細企業ですので、なかなか組織的な対応ができません。「こういうところで、なかなかこういう活動をしています」と非常に言いにくい立場であるのをまずはご理解いただきたいと思います。研究は、個人個人の教員がやっています。ただ、村山先生と私、中地先生もみんな全然違うテーマで、違うアプローチで研究をしています。私は昔から公害系のことを研究しております。最近だと、高度なスキルを持っていない事業者の方でもリスク評価ができるような、簡易なリスク評価ツールを作っています。あるいは、財政難で困っている自治体さんでも、比較的たくさんの物質を簡単な方法でモニタリングできるような技術の開発や研究を行っています。そういったものを実際に使って、調査事例を集めています。ただ、先ほども言いましたように、即時的にやっているわけではないので、大型の研究プロジェクトが取れたときに他大学の先生と一緒に合同で、そういった情報を発信していくことになっています。それから、大学の使命の 1 つとしては、教育があります。「組織として化学物質管理をやる」と言い切っている大学はほとんどありません。近い分野の教員が数名集まり講義をしながら、学生指導をしています。私どもはその中でも、他の大学さんに比べれば、化学物質管理

の教員が5、6名同じ組織に集まっています。教員が5、6名いるということは、講義の数が5、6個あるということです。大学院の講義ですので、大学院生が5個から10個ぐらいの講義をとって卒業していきますけれども、かなり化学物質に特化したような講義ができています。昔に比べれば、関連の環境分野の公務員に就職する学生や、環境分野のコンサルティング会社に就職する学生も増えてきているという印象は持っています。あともう1つ、学会というのがありまして、水分野、大気分野、土壌分野と、メディアだけでも3つバラバラにあります。その他にも室内環境分野もありまして、それぞれの分野ごとに化学物質の管理が違ったような議論がされています。それについて、これから取組むというよりは、何か1つ一緒にできたらという願望があります。以上です。

(村山様)

ありがとうございます。それでは、他の皆さまから何かご質問等ありますでしょうか。有田さん、どうぞ。

(有田様)

いろいろと化学物質も関連した法律が見直されています。最近法改正があつて、その情報を知らないというようなことがあります。法改正について、例えばPFASのことなど挙げられると思いますが、関係省庁が表などに分かりやすくまとめていただければありがたいと思います。内閣府食品安全委員会の評価結果について、パブリック・コメントに上がっています。主婦連合会など消費者団体に情報が提供され、環境NGOなどには情報提供がされていません。「今までこのように取り組んできた」と過去の経験を頼りに取組みを行っていても、国が法令を変えてしまい、その情報を知ることができないと困ってしまいます。法令改正に関することもこの場で議題とした方がよいと思いました。以上です。

(村山様)

今の関連でいくと、先ほどの各メンバーからのご発言の中でも各省庁から「こういう取組みが進んでいる」ということで出てきているとは思いますが、有田さんがおっしゃるように、それが一覧になっているかというところでもないということで、その辺りは今後のGFCの実施計画にも関連することかもしれません。有田さん、どうぞ。

(有田様)

当初の円卓会議のときは、個人的な発言もありとても活発だったのですが、その後はあまり意見が言えない状況が続いていました。今日の資料2のように各主体の取組みが整理されて出てくると、全員の方が発言するのでよいと思いました。自分たちがやって

きたことについても思い出すことができ、自分の記憶が整理されてよかったと思っています。以上です。

(中下様)

それに関連してですけど、先ほどのような、家庭用品に関わることについては、消費者にとってとても関心の高い事項です。これは、どのようなプロセスで決定したものでしょうか。

(厚生労働省)

家庭用品の関係で申し上げますと、2月28日の0時まで実施していたパブリック・コメントでしょうか。2023年の12月25日に審議会で公開・議論をしたものをパブリック・コメントにかけています。そのような回答でよろしいでしょうか。

(中下様)

化審法の優先取組物質を対象にしていたのに、GHSに変更したという説明書きがありました。すると非常に対象物質が広がりますのでよいことなのですが、そういった経過について、どこかでフォローする機会をいただきたかったと思っています。例えば、PFASとかだったら、リスク評価のためのワーキンググループでずっと議論をしているので、私たちはフォローをしています。しかし、家庭用品の関連はフォローできませんでした。突然ある方から、パブリック・コメントに上がっているということを知り、2月27日に聞きました。全然間に合わなかったもので、こういうことはできるだけ、せめてこの円卓会議で情報を提供していただきたいと思います。ある意味で市民代表として、我々がせっかくメンバーとして入らせていただいている、私たちが知れば、いろんなところで市民にそれを伝えることができます。したがって、ご参加の他の省庁にもお願いしたいことなのですが、今、有田さんがおっしゃったような、法改正に関わるのであれば、必ず発言の機会はあると思いますので、一言ご紹介をいただきたいと思います。「詳細はHP見てください」ということでも結構です。その情報がないと、ずっとHPを見ているわけではないので、私たちに情報が入ってこないのが困っています。以上です。

(厚生労働省)

今後、検討させていただきます。この会議の頻度の関係もありまして、事前にお耳に入るかどうかということがあると思いますが、なるべく法令改正に関連する情報提供を心がけるようにいたします。

(村山座長)

今のところ年2回という制限はありますが、できるだけ情報提供いただきたいとい

うことですね。他はよろしいでしょうか。オンラインの方、何かご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、時間だいぶ迫ってきておりますので、残りのご説明をいただいて、またご質問、ご発言等いただければと思います。

次は、今ご紹介いただいた取組みなどを、事務局が戦略目標別にグルーピングをしたものです。あくまで暫定的なグルーピングということで、事務局の方で時間の限られた中、整理をしていただいたものになります。簡単にご紹介いただければと思います。

(環境省)

おっしゃる通り、準備会合のときにお話が合った、ワークショップ的に行うということであれば、例えば、全体、対面であれば、ホワイトボードみたいなものに、ポストイットなどで貼るなど、そのような作業をしても面白いとは思いました。ただ今回は、ハイブリッドでもありますし、限られた時間ということもあって、まずこちらの方で仮想ポストイットのような形で、各取組みを貼らせていただきました。皆さまにご紹介いただいた取組み、私の方で、先ほど個票の右上で「A7 に関わるのではないか」のような話をしましたが、それを今度は、戦略目標ごとに分けておりますので、それぞれの取組みがどういった戦略目標に位置づけられているかということが分かるかと思えます。

まずは、主体別の主語が「政府・国」に係る戦略目標になります。法的枠組みの執行、そういったところについては、特に各省庁の取組みや、あとは条例に基づく取組みを挙げています。A6 の「ポイズンセンターへのアクセス」に関しましては、先ほど厚労省さんから話があったので、そういったものも入ってくるかと思えます。また、GHS について、政府や自主的取組みがございました。

次に、主体別の主語が「企業民間部門」に係る戦略目標について、A3 から始まりますが、企業の化学物質管理の措置の実施、特に「レスポンシブル・ケア活動」、そういったものが関わってくると思えます。また、戦略目標の D1 につきましては、持続可能なサステナブルケミストリー等の進展に向けての投資・革新がありました。

次に、主体別の主語が「関係主体、部門」に係る戦略目標について、A7 については、有害性の高い農薬に関するリスク管理、段階的廃止といった部分での関連する取組みがございました。B2 の、バリューチェーンにわたる製品中化学物質に関する情報に関する取組みについては、今回ご紹介いただいた取組みの中でいろいろなものがありました。B3 については、化学物質の排出データということで、特に PRTR に関連する取組みというものがございました。B4 については、リスク評価や、そのツールの適用がありました。B7 については、環境モニタリングや、ヒューマンバイオモニタリング、そういったもののデータの生成・公開といった様々な取組みが見られました。D4 につきましては、様々な研究や革新プログラムにおいて、サステナブルなソリューションや解決策などを見出していくといった取組みで、さまざま発表がございました。D7 につき

ましては、労働安全衛生や環境保護措置の実施というところで、政府、厚労省の安全衛生部さん、連合さん、JEC 連合さんなどで様々な取組みがありました。E2 のパートナーシップやネットワークを強化というところで、様々な主体との連携で取組まれているものがございました。

最後に、主体別の主語が「その他」に係る戦略目標について、B1 については、化学物質のデータベースといったものの取組みがありました。また、B5 について、非常に皆さまが精力的に取組まれていました。具体的には、各主体が様々な教育・研修・意識啓発プログラムを策定・実施していたということです。E4 については、能力形成・キャパシティビルディングについての目標ということで、これはこちらの方で仮に記載したのですが、今回個別にご発表いただいた中でも、この他の目標にも関わるといような形でお伝えいただいているところもあります。また、今見ていただいた中で、「自分の取組みはこの戦略目標にも関連する」とか「今回紹介していない取組みもあった」など、そのようなこともあると思いますので、それについてはご紹介いただくことや、改めて書面でいただけたらありがたいと思います。以上です。

(村山座長)

あくまで暫定的にまとめていただいたということですが、各メンバーからいただいた情報をこのような形でマッピングしたということになります。これについて何かご発言等ありますでしょうか。先ほどお話があったように、かなりいろいろな主体の方々が取り組んでおられるという戦略目標もあれば、今のところ特に記載がないという戦略目標もあったりして、そういう意味ではこれまでのひとまずの情報がマッピングできていると思います。一方で、「実はこういうこともやっている」といようなこともあるかもしれません。本来、書くべきことが書かれていないということもあるかもしれません。中下さんどうぞ。

(中下様)

先ほどの発表は、私も含めてですけど、どういう分野でそれぞれが取り組んでいるかというようにお話が中心だったと思います。GFC で言うと、戦略目的 A、B、D、E です。つまり、私は戦略目的 C が抜けていると思っています。戦略目的 C の部分については、個別課題ですが、テーマを 1 つに絞り込むのは難しいから今日の議論はちょっと置いたのだと思いますが、どちらかというところ緊急性が高いのは、私は戦略目的 C だと思います。戦略目的 C に取り組む中で、この戦略目的 A、B、D、E の課題をそれぞれうまく位置づけていくということが、この GFC にとって原則的な在り方だと思っています。そういう意味で言うと、参考資料 2 の SAICM の概要で、要するに SAICM がどこまでできていて、何ができてないのかというところをスタートラインで確認すべきだと思っています。その中で、SAICM における政策課題等として、これは実は ICCM でもずっ

と議題になっていたものですが、新政策課題について、日本の取組みがこれらについてどこまでできているのか確認する必要があると思っています。例えば、製品中の鉛、だいぶ減っているような感触はありますが、しかしどういう政策のもとで減ったのか分かりません。しかし、まだまだ製品中の鉛については、使っているものが多くあります。特に、安いプレスレット、子供用のブローチなどにあります。したがって、どこにリスクが残っていて、そのリスクを減らしていくにはどうしたらいいのかということを議論するのはどうかと思っています。その他にも、製品中化学物質はそれぞれの取組みもあるので、産業界同士で今結構連携を進めておられると思いますが、B to Cの在り方についてもう少し議論を深めていただきたいと考えております。それから、ライフサイクルにおける有害化学物質については、やはり日本の場合は、EUの規制のような観点からの規制がなく、プラスチックにおいても、リサイクルの際に何が入ってはいけないのかということを中心に決めていくべきだと考えております。これは電気電子機器をまずは対象にやっていただきたいと思います。これもどこまで進んでいて、何が課題かというのが整理されていないと思います。ナノテクノロジーに関してはここでもなかなか議論は進んでいないと思いますので、それも「ここまでやっています、できています」、というご紹介をいただきたいと思います。さらに、内分泌かく乱作用を有する化学物質については、ほとんど環境省さんが取り組んでいるのは分かっています。しかし、環境省さんだけが取り組んでいて、人体影響もあるはずなのに、そういうことについての取組みがないと思います。それから、最近、化審法に少し入りましたけれども、規制の枠組みも基本的にはないと感じています。それから、環境残留性のある医薬汚染物質については、ほとんど手つかずだと思っています。今、いわゆるホルモン系の化学物質による魚類の生態影響など、おそらく懸念される状況があるのではと思います。「SAICMにおける政策課題等で提起されたものは何か」ということをまずは確認すべきではないかと提案をさせていただきます。

(村山様)

SAICMでどこまでできたか、残された課題は何か、ということですね。その他いかがでしょうか。橘高さんどうぞ。

(橘高様)

私もGFCという枠組の中で、やはり戦略目的Cの部分が1番この政策対話という場で取り上げるにはふさわしいと考えています。先ほども、私のオーフスネットとしての関心事項は「参加の在り方にある」ということをお伝えしました。あまりにも技術的に細かいところだと、みんなで議論にはならないということもあるので、そういう意味でも、戦略目的Cの「懸念課題の特定」ということで、もちろんそれはSAICMの新規課題の特定から地続きにあるものとは思いますが、ぜひ多様な視点から、ものすごく専門

的な知識がないけれども、みんなで違う価値観を持つ人々が話し合う、そこに意味があるというのが戦略目的Cの部分なのではないかと思います。

(村山座長)

今回、戦略目的Cについては、特にマッピングの中に含まれてはいないのですが、やはり重要であるということでご発言いただいたと思います。

そのほかいかがでしょうか。私は今回座長で進行の役割なのですが若干発言させていただきます。

私が取り組んでいるものの中には、結構留学生が取り組んでいることで、アジアの地域のリスクの問題があります。不法投棄による汚染の問題や、鉱山からの有害物質による地下水汚染のような話があります。そういう意味では、やはり吉川さんから話がありましたけども、今回地域フォーカルポイントということで、アジアとの連携が大事だと思っています。今日も何人かの方々からご発言があったと思いますが、そのような観点も1つの切り口としてあってよいと思いました。また、私の活動の中で、JICAやJETROの環境社会配慮に関わっています。そういうところだと、わりと「デューデリジェンス」という言葉が出ています。それから廃棄物の問題、今回のGFCの中にもデューデリジェンスの話が出ていますが、産業界あるいは化学物質管理に関わる活動への金融関係の方々との取組みという意味では、1つの主体として考えられると思っています。また、やはり今回外せないのは廃棄物の問題です。廃棄物分野の方々との連携や取組みに関して、これまであまり政策対話では取り扱ってこなかったと思っています。その観点についても、もう1つのトピックとしてあると思っています。あともう1つ、やはり国際機関の中では人権の問題が非常にクローズアップされています。経産省さんの方で「ビジネスと人権について」はしっかり取り組んでいると思っています。しかし、このグループの中でも人権については橋高さんからご発言あったと思いますが、1つの観点として重要になっていると思っています。

時間がなくなってしまったのですが、今回いろいろと整理をしていただいて、かなり密に取り組んでいる戦略目標、あるいは、そうでもない戦略目標もあることが分かってきたと思います。ただ、十分にまだ反映されていないこともあると思いますので、ぜひ追加があれば情報共有していただきたいと思います。あるいは、主体が違って同じ取組みをしているということもありますので、そのような取組みについては、ぜひ今後何らかの形で連携をすることなども考えることが大事だと思っています。そういう意味では、材料の1つとして有効なものがあったと思っています。今後の政策対話の取組みの1つの材料として、今回の結果を活かしていければと考えております。

では、時間が過ぎてしまっておりますので、本日の議事は以上とさせていただきます。議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。では、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

村山先生、どうもありがとうございました。本日の内容につきまして、追加でコメント等ございましたら、来年の3月13日をめどに事務局の方までメールでご連絡をお送りいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録につきましては、取りまとめ次第委員の皆さまにお送りさせていただきますので、ご確認をいただきますようよろしくお願いいたします。

また、次回の政策対話につきましては、次年度となりますが2024年9月頃を予定しております。

また、傍聴の皆様には、この後ご退出の流れとなっております。少々お待ちくださいませ。

それでは以上をもちまして、第19回化学物質と環境に関する政策対話を終了いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございました。

以上